

第1次富士河口湖町総合計画 後期基本計画

【概要版】

基本理念

『4つの湖水と富士高原の大地が高(好・交)感度を昂(たか)める個性際だつ「まち」』

将来像

『富士山と湖と高原のまちー日本の湖水地方ー』
ー「環境にやさしいまち」「観光と産業のまち」「五感文化のまち」「健康推進のまち」「人を思いやるまち」ー



富士河口湖町

計画の策定にあたって

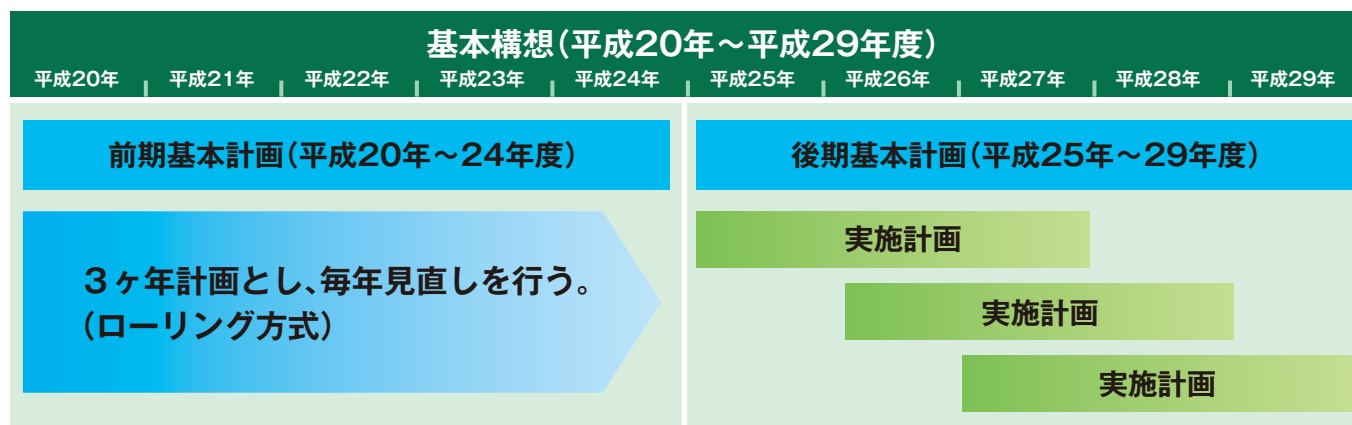
1 計画策定の趣旨

この計画は、平成15年11月15日に、旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村の3町村が合併し、「富士河口湖町」が誕生し、さらに平成18年3月1日に旧上九一色村の南部地区(精進、本栖、富士ヶ嶺)が合併し、町が初めて策定した総合計画について、前期5年間の終了することに鑑み、前期計画への点検・評価を加え、社会・経済状況や住民ニーズの変化に弾力的に対応するため、基本構想の理念を踏まえて、後期5年間の基本計画について見直し、策定しました。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

この計画の期間は、10ヵ年として平成20年度を初年度とし、目標年次を平成29年度とします。



目指す町の姿(基本構想)

1 基本理念

『4つの湖水と富士高原の大地が高(好・交)感度を昂(たか)める個性際だつ「まち」』

これからの新しいまちづくりは、従来にも増して「地域自らが考え、地域自らが取組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

これまでのまちづくりの成果を尊重しつつ、富士北麓の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

2 町の将来像

『富士山と湖と高原のまちー日本の湖水地方ー』

ー「環境にやさしいまち」「観光と産業のまち」「五感文化のまち」「健康推進のまち」「人を思いやるまち」ー

本町は、山梨県の南部にあって富士山を南に仰ぎ、富士五湖の内4つの湖を持つ日本の「湖水地方」ともいえるべき自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。富士北麓地域という求心力のもと、それぞれの地理的特性や地域の個性・資源を活用しながら、人と人、人と自然、人と地域が連携と連帯を深めていくとともに、まちづくりへの住民参加によって、より一体的に町政の発展を図っていきます。また、豊かな大自然や個性ある地域文化を五感で感じることで、町の特長ともいえるところの豊かさや人間らしさを再認識することによって、人と自然と地域という大きな資源がさらにつながるまちづくりを目指します。

後期基本計画の施策の体系

後期基本計画の施策の体系は下図のとおりですが、基本目標、施策の大綱、基本施策に基づき、後期基本計画をそれぞれ展開します。

基本目標	施策の大綱	基本施策
快適なまち・ 住みよいまち	(1)適正な土地利用が推進されたまち (2)都市計画を推進したまち (3)生活基盤の整備されたまち (4)安全安心なまち (5)情報通信網の整備したまち	①土地利用 ①公園・緑地・広場 ②景観の保全・形成 ①住宅地 ②道路網の充実 ③交通網の充実 ④市街地の再生及び充実 ①防災 ②消防・救急 ③交通安全 ④防犯 ⑤消費生活 ①高度情報ネットワーク社会への対応
人を育む教育・ 五感文化のまち	(1)学校教育の充実したまち (2)生涯学習の充実したまち (3)地域文化の振興したまち (4)生涯スポーツの振興したまち (5)交流活動に対応したまち	①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ①生涯学習活動の支援 ②家庭・地域の教育力の向上 ③食育の推進 ①歴史・伝統・文化の保護継承と新たな創造育成 ①スポーツ・レクリエーション活動の支援 ①交流活動の推進
人と地球に やさしいまち	(1)人権が尊重されるまち (社会保障制度の充実) (2)地域福祉の充実したまち (3)女性がいきいきと活動するまち (4)子どもが健やかに育つまち (5)健康・医療の充実したまち (6)環境にやさしいまち (7)水資源の保全と活用のまち	①人権尊重 ②国民年金制度の運営 ③介護保険制度の充実 ④国民健康保険制度の運営 ⑤後期高齢者医療制度の運営 ①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の充実 ③障がい者福祉の充実 ①男女共同参画社会の推進 ①スポーツ・レクリエーション活動の支援 ①児童福祉の充実 ②ひとり親福祉の充実 ①健康寿命の延伸 ②地域医療体制の充実 ①自然環境の保全 ②環境衛生・循環型社会の実現 ③エネルギー対策 ④下水道
明日へのびゆく 産業を目指す まち	(1)産業基盤が充実したまち (2)商工・観光の振興したまち (3)農林水産・畜産業の振興したまち	①労働対策の促進 ①商業の振興 ②観光の振興 ③工業の振興 ①農林水産・畜産業の振興
未来にはばたく 新しいまち	(1)住民参画の促進したまち (2)行財政の健全化したまち	①住民参画 ②コミュニティ活動の推進 ①行政運営 ②財政運営 ③広域行政

「目指す目標」の設定について

後期基本計画においては、新しい試みとして、施策ごとに、その後段に原則として一つ以上、当該施策おける代表的な目標を数値で掲げました。

1 目標数値設定の目標

- 1.進むべき方向や目標が共有できる
- 2.客観性が担保され、判断材料として使いやすい
- 3.目標達成までの進行管理がしやすい



第1章 快適なまち・住みよいまち

第1 適正な土地利用が推進されたまち

基本施策① 土地利用

町内の自然、文化、歴史などの地域特性や土地の有限性と公共性及び優良農地の確保と遊休地の有効活用を踏まえた計画的な土地利用の調整と誘導を図ります。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 地籍調査の進捗率	%	↗	48.6	50.0

※地籍調査の目標に対する進捗率

第2 都市計画を推進したまち

基本施策① 公園・緑地・広場

道路買収の残地を利用した小公園(ポケットパーク)の整備や人口増加地区の新興住宅地には広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ防災公園等の整備を促進します。

また、人々が集い安らぐ公園が不足しており、地域住民や観光客も集う湖の河川敷を利用した親水公園の整備を図ります。

基本施策② 景観の保全・形成

景観計画等による景観阻害要因の除去によって景観の緩やかな誘導を図り、景観の美しさの水準をあげ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 都市計画区域住民一人当たりの都市公園面積	m ²	↗	15.81	16.00
※都市公園面積÷都市計画区域住民人口				
② 計画形成地区数	m	↗	4	12
※景観計画による景観形成を図る地区数				

第3 生活基盤の整備されたまち

基本施策① 住宅地

住宅・住宅地については、良質な住宅・宅地の誘導や多様化する住民ニーズにこたえる住宅の整備に努め、定住意識の向上を図ります。さらに、人と人、地域と地域が結びつき、そこに生まれる郷土への誇りや愛着心を育む居住環境・景観の向上を促進します。

基本施策② 道路網の充実

中心市街地での渋滞の解消とともに、生活道路である町道の拡幅、改良事業を計画的に整備し、シニクトレイル※・並木道の整備、道路標識の整備等自然と調和したデザインや緑化、飾花、街路灯、防犯灯の設置など防災対策や交通安全機能の充実、高齢者や障がい者、子どもへの配慮など、車優先の道路から、ひと優先を重視した誰もが使いやすい質的向上を目指します。

※シニクトレイル:自然景観の良い道。

基本施策③ 交通網の充実

利用者の利便性の向上を図るため、運行コースやダイヤ編成など運行内容についてバス事業者と協議し充実に努めます。また、レトロバス路線の延長や福祉バスの効率的な活用を検討しながら、公共交通との調整を図り推進します。

基本施策④ 市街地の再生及び充実

本町の中心で広域的な道路交通の拠点でもあり、都市機能の集積する船津中心市街地については、タウンマネジメント機関※の育成を進めるとともに、まちづくり活動を行うNPOや住民グループと協力しながら、景観等を考慮した観光商店街づくりを推進します。また、老朽化、遊休化した施設の活用促進、道路・駐車場の整備、湖畔までの車道、歩道の整備、既存公共施設の有効活用等総合的な整備を進め、魅力的な「交通・観光・商業・教育・医療ゾーン」として活性化を図ります。

※アタウンマネジメント機関:商店街、行政、住民その他事業者等の地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 町における新築住宅戸数	戸/年	→	120	120
※毎年度の新築戸数(近年、住宅建築の大幅な増加は期待できないが、毎年120戸程度は確保したい)				
② 町道整備率	%	↗	43	45
※町道の整備率				
③ 生活バス路線	本	→	5	5
※管内生活バス路線維持本数				
④ 土地区画整理事業の進捗率	%	↗	70.1	100.0
※小立土地区画整理事業の全体計画に占める実施率				



第4 安全安心なまち

基本施策① 防災

大規模災害に対する初動体制の強化のため、リーダーとなる人材の確保を図り、防災組織の育成・体制の強化や地域ぐるみの防災意識の普及に努めるとともに、災害発生時に住民一人ひとりが取るべき行動や役割を明確にできるよう防災訓練を充実させ、住民と地域、行政、さらには防災関係機関が一体となった災害予防体制・応急対策体制の確立を図ります。

また、被災時の食糧、生活必需品や救助用資機材等の確保、安全な避難所の確保と整備、耐震性貯水槽の設置などを推進します。併せて、近隣市町村や関係団体との防災協定の締結により、住民及び観光客の避難場所や食糧・生活必需品の確保を図ります。

基本施策② 消防・救急

住民の生命と財産を守るために、関係機関との連携強化、消防資機材の充実、常備消防体制の強化に努めるとともに、消防水利の充足率の低い地域への耐震性防火水槽や消火栓の計画的な整備を進め、非常備消防の消防団員の確保と資質の向上を図ります。

基本施策③ 交通安全

交通事故件数を1件でも多く減少させ、交通事故による死者数を0人にすることを目標としています。

あらゆる広報媒体を利用してシートベルト、チャイルドシート着用の重要性を訴え、さらには、飲酒運転の根絶など交通安全思想の普及と徹底を図るため、住民への周知徹底に努めます。

交通安全施設整備については、交通渋滞箇所や交通事故多発地点の調査と原因究明を行い、警察や道路管理者との協議のもと道路改良を進めていきます。また、高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法※」に基づく整備を図ります。

※交通バリアフリー法：高齢者の方、身体障がい者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進し、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。正式名称「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。

基本施策④ 防犯

防犯協会や防犯連絡所、自主防犯組織などの地域防犯活動を促進し、家庭、学校、職場、地域・行政・警察などの相互協力により、防犯体制の強化を図ります。

また、青少年の非行を未然に防ぐため、家庭、学校、地域社会と行政が一体となったコミュニティ防犯運動を推進し、協力団体の組織を強化していくとともに、安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本施策⑤ 消費生活

広報誌や、広報用テレビ等で、各種情報の伝達を恒常的に提供していくとともに、高齢者や若者、主婦など、対象者を絞って、被害に遭わないような教室を、各種団体と連携して、必要に応じて実施していきます。

また、多重債務については、相談体制を確立するとともに、多重債務に陥らないような啓発活動を成人のみならず、子どもたちにも提供していきます。

● 目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 自主防災組織組織率	%	↗	50.0	70.0
※全体に占める自主防災組織の結成率				
全国市町村との災害時の 応援協定数	自治体	↗	1	5
※災害時相互応援協定締結自治体の総数(個別協定数)				
② 火災発生件数	件	↘	17	15
※火災の発生件数				
③ 交通事故発生件数	件	↘	208	188
※交通事故の発生件数				
④ 刑法犯認知件数	件	↘	236	213
※刑法犯の認知件数				
⑤ 多重債務相談件数	件	↘	3	1
※多重債務の相談件数				

第5 情報通信網の整備したまち

基本施策 高度情報ネットワーク社会への対応

高度情報化社会に対応した、電子自治体システムの構築を推進するとともに、ICTを活用した様々なまちづくりを促進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 電子申請可能事務件数	件	↗	40	70
※電子申請の可能な事務件数				

第2章 人を育む教育・五感文化のまち

第1 学校教育の充実したまち

基本施策① 幼児教育の充実

幼児期の大切な時期に的確な教育を与えられるよう、地域ぐるみの支援を促進するとともに、豊かな自然や文化などに触れられるよう、さらなる幼児教育推進に努めていきます。また、地域、家庭、保育所、幼稚園、小学校と連携して、幼児が健やかに成長するよう環境の充実を図っていきます。

基本施策② 学校教育の充実

本町は、「輝く郷土、躍動する富士河口湖町の教育」を基本理念に、「たくましく心豊かな人づくり」「学びの環境づくり」「未来を築く文化づくり」の3つの基本目標を掲げ、豊かな自然や人々とのふれあいを通し、児童生徒が夢や希望を持って学び、未来を拓く知恵と豊かな人間性の基盤を培うべく、教育環境の推進を進めます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 子ども未来創造館利用者数	人	↗	39,161	43,200
※子ども未来創造館の利用者数				
② 地域教材化実施校の割合	%	↗	8.0	100.0
※富士山の自然・文化の教材化と授業を実施した学校の割合				

第2 生涯学習の充実したまち

基本施策① 生涯学習活動の支援

すべての住民が「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる、生涯学習のまちづくり推進体制の整備を進めます。また、学習者のニーズの把握とともに必要となる学習を提供するため、「ライフワーク発見講座」の開催や、地域の大人が学習支援者となる「きらめき子ども塾」制度などの充実を図ります。家庭教育分野においては、「子育てサポーター」の養成をはじめ、相談窓口の充実など、子育ての社会化に向けた取組みを一層進めます。

基本施策② 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育の充実に積極的に取り組むとともに、豊かな人間性や社会性を育むため、スポーツ活動や文化活動、自然体験や生活体験、ボランティア活動、世代・地域間交流、国際交流など、青少年が様々な体験ができる機会や場の提供を行います。また、「地域で子どもを見守り、育てる社会環境づくり」を進めます。

基本施策③ 食育の推進

食育推進計画のもと、「食が育む元気なからだとゆたかな心 ふじかわぐちこ」を基本理念とし、これを実現するための2つの基本方針(①元気なからだづくり ②ゆたかな心づくり)に沿って4つの重点目標を掲げます。家庭や保育所、学校、地域、事業所、行政がそれぞれの食育推進に取り組んでいきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 生涯学習人材バンク登録者数	人	↗	6	12
※生涯学習人材バンクの登録者数				
② 家庭教育講座参加者数	人	↗	8,380	9,000
※家庭教育講座の参加者数				
③ 食育の実践	%	↗	50.7	60.0
※食育実践者の割合				

第3 地域文化の振興したまち

基本施策① 歴史・伝統・文化の保護継承と新たな創造育成

これまで旧町村ごとに取り組まれてきた文化、芸術など様々な活動を住民の財産として、積極的な事業展開を行い、住民意識の向上を促していきます。また、県内外からのたくさんの方々が訪れ交流が図れる機会をつくるとともに、それぞれの文化の担い手を育成していきます。

歴史・文化財関係においては、長い歴史のなかで育まれてきた有形、無形の文化遺産を、その担い手を育てながら保存しその活用を図っていきます。また、貴重な文化遺産の調査・研究を進め、その保存と活用や次世代への伝統文化継承のために、町内の学校や地域との連携を図ります。

また、住民の意見を反映しながら、富士山を「世界遺産」として、後世に継承していきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 音楽祭参加者数	人	↗	23,724	28,000
※富士河口湖音楽祭の参加者数				

第4 生涯スポーツの振興したまち

基本施策① スポーツ・レクリエーション活動の支援

スポーツ施設の計画的な整備を行い、住民誰もがそれぞれの体力、年齢等に応じた生涯スポーツを振興していきます。

また、スポーツ・レクリエーション振興の担い手となる指導者の育成を図るとともに、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図ります。

さらに、全住民参加型の総合型地域スポーツクラブの充実、普及を目指します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① クラブ富士山登録会員数	人	↗	140	250
※登録された会員数				

第5 交流活動に対応したまち

基本施策① 交流活動の推進

本町を訪れる外国人にも過ごしやすい場所作りを心がけ、国際交流に対する住民のより深い理解を得られるような活動を進めます。

近隣市町村等、住民間の交流や観光客等の友好を深めながら、情報交換や、研究討議を進め、相互のまちの活性化や協力体制を図ります。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 国際交流協会会員数	人	↗	27	37
※国際交流協会の会員数				

第3章 人と地球にやさしいまち

第1 人権が尊重されるまち（社会保障制度の充実）

基本施策① 人権尊重

人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動や巡回相談所の開設などにより、人権問題などの相談に応ずるとともに、「法テラス※」等と連携し、住民個々の問題に応じた情報提供活動を展開していきます。

また、いじめや児童虐待に対して、相談体制や、適切な保護など早期に対応するネットワークの強化を推進し、職場や地域でのセクシャル・ハラスメントやD・V（ドメスティック・バイオレンス）、家庭内暴力の防止に向け、相談機能体制の整備を図ります。

※法テラス：全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指して設立された機関。日本司法支援センターの愛称は「法テラス」。

基本施策② 国民年金制度の運営

国との協力・連携のもと、住民の年金権の確保のため、住民福祉サービスや被保険者等へのよりきめ細かなサービスを推進していきます。また、正しい年金受給のしかたなど、年金相談体制の充実を図るとともに、町広報誌等への掲載など、住民の福祉と密接な関係のある事務は実情に即して運用します。

基本施策③ 介護保険制度の充実

介護保険事業の運営が円滑かつ適切に行われるよう、サービスの種類ごとの利用状況、計画の実施状況の点検・評価を行い、制度の充実に向け住民の意見や要望等を反映していきます。

基本施策④ 国民健康保険制度の運営

国民健康保険制度についての正しい理解を求め、国保財政の健全化を図るため、徴収体制の強化を図り、適正受診による医療費の適正化や健康づくりなどによる医療費の抑制に取り組んでいきます。

基本施策⑤ 後期高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療制度についての正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化や健康づくりなどによる医療費の抑制に取り組んでいきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 人権教育啓発事業の参加者数	人	↗	120	360
※人権教育啓発事業の参加者数				
② 年金相談件数	件	↗	1,200	1,320
※年金の相談件数				
③ 介護予防事業参加者数	人	↗	3,912	5,000
※一次予防事業の参加者数				
介護予防事業参加者数	人	↗	50	100
※二次予防事業（運動器向上・栄養改善・口腔機能改善）の参加者数				
介護予防給付事業	件	↗	600	700
※介護予防ケアマネジメント年間件数				
④ 健康なんでも相談件数	件	↗	408	600
※健康なんでも相談の受付件数				
⑤ 後期高齢者医療制度啓発回数	回	↗	3	8
※後期高齢者医療制度の啓発回数				

第2 地域福祉の充実したまち

基本施策① 地域福祉の推進

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員、各種福祉団体が中心となって、小地域福祉活動を推進し、地域で支えあうネットワークの拡大強化を進めます。

また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位のサービスが受けられる仕組みづくりを推進します。

基本施策② 高齢者福祉の充実

「富士河口湖町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が地域社会でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実や、日常的な健康づくりなど多様な活動機会を提供するとともに、地域社会への積極的な参加、さらには高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かすまちづくりを進めていきます。

基本施策③ 障がい者福祉の充実

「ともに生き 笑顔輝く 地域の輪」を基本理念として「障害者基本計画」、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を策定しました。これらの計画に基づき施策を推進していきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① ボランティア登録者数	人	↗	24	26
	団体	↗	16	18
※ボランティアセンターの登録者数				
② 小地域福祉活動数	箇所	↗	15	25
※「高齢者及びいきいきサロン」の開設数				
③ 居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	↗	14	20
※居宅介護等サービスを受けている障がい者の人数				

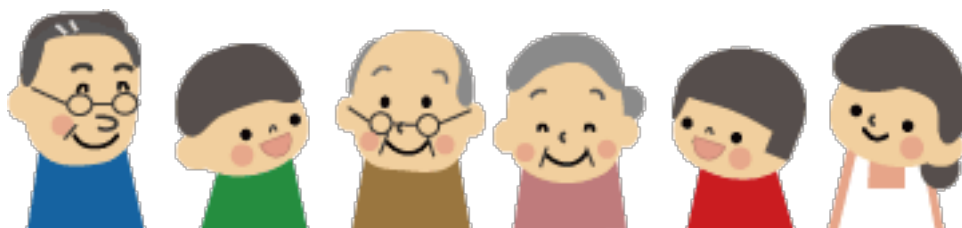
第3 女性がいきいきと活動するまち

基本施策① 男女共同参画社会の推進

家庭や職場、地域社会のあらゆる機会への女性参加の確保や安心して子育てができるとともに、男女の個性を尊重する環境整備や「ふじサンサンプラン」を着実に推進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 男女共同参画啓発事業	回	↗	5	6
※地域(自治会・区)への啓発事業回数				
男女共同参画啓発事業	回	↗	3	4
※住民への啓発事業講演会回数				
男女共同参画活動支援事業	人	↗	204	216
※男女共同参画交流の広場の利用者数				



第4 子どもが健やかに育つまち

基本施策① 児童福祉の充実

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりのため、きめ細やかな子育てサービスの提供と地域や関係団体等との連携による幅広い子育て支援の体制づくりを進めます。

また、「すくすくとのびやかに笑顔あふれるふじかわぐちこ」を基本理念とした「次世代育成支援行動計画」に基づく総合的な児童の健全育成施策を推進します。

基本施策② ひとり親福祉の充実

自立に向けた各世帯の状況に応じた、育児支援や家庭訪問を行える相談体制を構築するとともに、ひとり親家庭の保育料の軽減や医療費助成制度の充実を図り、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを推進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① ファミリーサポートセンター利用者数	人	↗	69	90
※ファミリーサポートセンターの利用者数				
② 放課後児童クラブ年間実利用者数	人	↗	5,365	6,500
※放課後児童クラブの年間実利用者数				

第5 健康・医療の充実したまち

基本施策① 健康寿命の延伸

健康のまちづくり運動を効果的に推進するため、全住民に向けて、生活習慣病予防知識の普及のための情報発信や知識の提供をしながら、重要な課題は何かを選択し、従来から実施している事業の量、質の評価などを検証し、根拠に基づいて取組むべき具体的な目標数値の設定し、生活習慣病を改善し、健康づくりに取組もうとする住民の自らの自覚とこれを推進するための実践のため、医療機関、教育機関、企業、ボランティア団体など健康に関わる様々な関係機関と連携し、個人が健康づくりに取組むための環境を整備し、住民の健康づくりを支援していきます。

基本施策② 地域医療体制の充実

多様化する医療ニーズに対応できるよう、病院・診療所や在宅医療の充実を図るとともに、高度専門医療を担う広域医療体制の強化、救急医療体制の充実を図っていきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① がん検診受診率	%	↗	26.6	40.0
※がん検診の受診率				
② 衛星携帯電話設置数	台	↗	0	3

第6 環境にやさしいまち

基本施策① 自然環境の保全

本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法によりその目的である原始的景観の保護から集落景観も含めた保護まで各種規制により保護されています。また、「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」に基づいた自然環境の保全と、町内各所への花の植栽による環境美化との総合的な景観づくりを推進します。

基本施策② 環境衛生・循環型社会の実現

本町は、ホテル、旅館などの事業系から排出される生ごみが可燃ごみのうち約半数を占めています。ごみの減量化の観点から、これらの食品残渣を有効に再利用できるシステムの構築に努めます。

また、住民一人ひとりがごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化など減量化対策を推進していきます。

基本施策③ エネルギー対策

地域の特性を活かした利用可能なエネルギーを把握し、行政と住民が協働し新エネルギーの導入を推進します。

また、新エネルギーの導入による学習機会や行政が率先的に導入し、環境にやさしいまちづくりのための取組みを促進します。

基本施策④ 下水道

下水道の整備は、快適な生活環境や円滑な産業活動を営むために不可欠な要素であり、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖や河川、地下水等の水質汚濁防止と生活環境の改善・向上を図るため、住民のコンセンサスを得るなかで下水道事業を促進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 不法投棄件数	件	↓	44	30
※不法投棄の件数				
② 一人当たりごみ排出量	kg	↓	404	304
※町民一人当たりのごみ排出量				
③ 住宅用太陽光発電システム設置件数	件	↑	175	535
※住宅用太陽光発電システム設置の累計件数(現状値は、H19～H23までの累計値)				
④ 公共下水道加入率	%	↑	87.0	90.0
※公共下水道への加入率(事業認可内の水洗化率)				

第7 水資源の保全と活用のまち

基本施策① 湖・河川の保全、活用

「自然をいかした湖・川」を目指しつつ、安全な社会基盤の形成、頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保、地域からの要望のきれいな水と緑の水辺の創出、個性豊かな活力のある地域づくりを基本方針とし、自然を擁護した整備を促進します。

基本施策② 上水道

本町においても、経営や管理が一体である実情に基づき、簡易水道を上水道へ統合する計画を策定しています。管路の耐震化対策については、重要ルートを選定し、段階的に耐震化を進めます。

また、各施設の老朽化が進行している箇所についても計画的に改善に努めます。

温泉事業については、停止の状態の浅川の第1源泉の調査、第2源泉ポンプの整備を計画し、温泉配管等の整備や維持管理に努めます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 湖畔清掃活動件数	回	↑	38	50
※ボランティア、企業等の年間実施回数				
② 有収率	%	↑	63.4	70.0
※給水する水量と料金として収入のあった水量との比率				

第4章 明日へのびゆく産業を目指すまち

第1 産業基盤が充実したまち

基本施策① 労働対策の促進

新たな雇用を創出するため、魅力的な観光イベントの実施や民間観光施設を誘致することによる雇用拡大を推進します。また、これまでに整備されている企業立地促進条例奨励金や産業立地促進事業費助成金などの制度を積極的に活用し優良企業を誘致するとともに、町内居住者雇用の要請に努めていきます。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 有効求人倍率	%	↗	0.84	1.00
※有効求人倍率				

第2 商工・観光の振興したまち

基本施策① 商工・観光の振興したまち

商店街を活性化するため、地区のまちづくりグループや関係機関と連携し、地域社会と調和した暮らしの場としての商業地の整備するとともに、商業地全体のまちなみや利便性の向上、子どもや高齢者の生活に密着した商店の維持、農業や観光・イベントなどとの連携により、バランスのとれた個性的で魅力的な商業空間づくりを促進します。

基本施策② 観光の振興

自由時間の増加や中高年のゆとりの増大、人々の自然志向や健康志向など、多様で高度化した生活・文化志向などに対応し、町の自然や産業、文化を活かした観光の振興を図りながら、住民一人ひとりが楽しんで参画する観光町づくりを推進します。

基本施策③ 工業の振興

環境保全や乱開発防止に配慮したなかで、引き続き優良企業の工場誘致を進めるとともに、既存企業の経営基盤の強化や新規事業への進出、地域密着型の起業化やUターン者などの技術や情報を活用した企業化の促進を図ります。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 町内商店数	店	↗	281	285
※町内商店数				
② 年間入込者数	万人	↗	268	300
※年間の入込者数(山梨県観光入込客統計調査参照)				
③ 製造品出荷額	千万円	↗	7,260	7,311
※製造品出荷額(平成22年度の統計)				



第3 農林水産・畜産業の振興したまち

基本施策① 農林水産・畜産業の振興

●農業の振興

地域で活動する各種の農業生産組織の支援・育成を行うとともに、認定農業者へ農地の利用集積活動を積極的に実施します。また、退職帰農者等の勧誘により、組織活動が継続できる取組みを支援します。

新たに果樹振興計画を策定し、現在、各地区で取組んでいる観光摘み取り農園・ワイン用ぶどうの栽培について、山梨県の指導機関と連携を図りながら、栽培指導、集客・販売のための宣伝活動に取組みます。

●林業の振興

間伐及び育成作業について適切な時期及び方法を協議します。

間伐の実施については、施業実施協定や国庫補助事業等を活用することにより、間伐の推進と併せ、作業路の整備、林業事業者への施業委託、林業事業者の林内作業車及び集材機等の導入による作業の効率化、間伐材の利用等を推進します。

●水産業の振興

漁業協同組合が実施している湖の環境保護と、ワカサギ・ヒメマス等の増殖事業を支援し、それぞれの湖にふさわしい漁種構成と、消費者と連携した高付加価値型の漁業を推進します。

●畜産業の振興

畜産物については、牛乳・ヨーグルト・チーズなどの乳製品や牛肉の地域ブランドの確立を図るとともに、富士ヶ嶺地区でのイベントを定着させ、都市との交流を促進します。

富士ヶ嶺バイオセンターでは、農家段階での家畜糞尿の適正な処理に取組むとともに良質堆肥の生産をしており、耕種農家との連携による資源リサイクルを推進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 認定農業者数	人	↗	45	48
※認定農業者数				
森林の間伐整備面積	ha	↗	201	210
※森林の間伐整備面積				
ワカサギ卵放流量	百万粒	→	450	450
※ワカサギ卵放流量(河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の年間放流量)				
畜産粗生産額	千万円	↗	126	130
※畜産粗生産額				



第5章 未来にはばたく新しいまち

第1 住民参画の促進したまち

基本施策① 住民参画

住民の参画を促し、住民の皆さんが知りたい情報のさらなる提供に努めます。
また、各分野におけるワークショップや検討委員会等も、住民が参加しやすい条件整備を図るとともに、会の運営等についても、時にはじっくり時間をかけて問題を十分掘り下げていくような、長期的な会の開催を検討します。

基本施策② コミュニティ活動の推進

地域コミュニティとして、適正な規模を確保するため行政区を設置したことにより、この制度がより機能し、広範囲な地域活動ができるよう支援していきます。
ボランティアグループやNPOについても地域づくりのパートナーとして、連携を図ります。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 住民活動団体数	団体	↗	6	7
※まちづくり活動を行う住民団体数				
② 自治会加入世帯数	件	↗	5,645	6,000
※自治会への加入世帯数				

第2 行財政の健全化したまち

基本施策① 行政運営

行政改革や同実施プランに基づき業務の効率化や職員能力の向上、職員の適正配置を進めるとともに、住民の理解や信頼のもと、簡素で効率的な行政を実現します。
住民ニーズに対応した住民サービスの充実に努め、満足度の高いサービスを提供します。

基本施策② 財政運営

地方交付税や国庫支出金の減額が見込まれるなかで、貴重な自主財源である町税について、課税客体等の的確な把握に努めるとともに収納体制の強化により収納率の向上に努めます。
経常的経費については、行政と住民の役割の明確化を推進するとともに、職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用により経費の削減や合理化に努めます。
投資的経費については、住民ニーズを的確に把握するとともに、事業の重要度、効果などを明確にし、限られた財源で計画的な実施を図ります。
経済情勢の変化や行政需要の多様化の的確な把握による中長期を見据えて、重点的な財政計画の樹立に努めます。
各種事業の実施計画と財政計画との整合性を図り、計画的な執行に努めます。

基本施策③ 広域行政

広域行政施策の取組みを基礎とし、圏域の現状と課題を把握し、その実現のために必要な施策を協議し、総合的かつ一体的な発展のための整備を推進します。

●目指す目標

達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値(平成23年度)	将来目標値(平成29年度)
① 職員数	人	↘	227	214
※定員適正化計画における職員数				
② 実質公債比率	%	↘	13.4	13.0
※実質公債比率				
③ 広域行政で処理する事務数	事務	→	6	6
※富士五湖広域行政事務組合で処理する事務数				



町の木「あかまつ」



町の花「月見草」



町の鳥「やまがら」



富士河口湖町

第1次富士河口湖町総合計画 後期基本計画 【概要版】

発行日 平成25年4月
発行 富士河口湖町

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
TEL 0555-72-1111(代) FAX 0555-72-0969
URL : <http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/>
E-mail : seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp